

# 強制出向裁判通信

54歳原則出向制度を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 1月22日 No.1

J R 東海労新幹線関西地本  
強制出向裁判プロジェクト

## 下茂さんと西さんは、強制出向の無効を求めて提訴！ 下茂さんと西さんの強制出向を取り消せ！

1月20日、下茂春美さんと西三喜夫さんは、J R 東海会社による54歳原則出向制度を悪用した強制出向に対して、『本人の同意のない強制出向は無効である』として大阪地裁に提訴しました。会社は、J R 東海労の組織と運動を破壊するために、もはや死文化した54歳出向制度を持ち出してきて、J R 東海労組合員を運輸所の職場から放逐させてきました。

下茂さんは、2021年12月1日付けで「関西新幹線サービック」に、西さんは、2022年1月17日付けで関連会社とはまったく違う警備会社である「エムティー」に強制出向させられました。

## 西さんの出向先「エムティー」の就業規則は「JR東海に準じる」 しかし、実態は!? JR東海の実態に準じているのか!?

西さんの強制出向先である「エムティー」は、警備会社でJ R 東海とはまったく関係がない会社です。J R 東海労組合員を何としても運輸所から放逐するために、会社は躍起になって出向先を探して来ています。しかし、最初に強制出向を命じた警備会社の「スリーエス」は、私たちJ R 東海労の指摘により就労条件に労働時間規制違反などの明白な労基法違反が判明したため、「スリーエス」への出向命令は撤回されました。

しかし、西さんに再び同じ警備会社である「エムティー」への強制出向を命じました。「エムティー」は「スリーエス」のような明らかな労基法違反は今のところは見当たりませんが、一番大事となる就業規則についてはまともな提示を行っていません。「エムティー」は西さんに対して、最初は「就業規則はコピー禁止」と言い、その後に契約社員の就業規則を渡し、そして「就業規則はJ R 東海に準じる」と言い出しました。また「勤務については各配置先の作業マニュアルで行う」と意味不明なことも言っています。西さんの勤務は9時から翌日の9時までで労働時間は17時間です。このような勤務はJ R 東海の実態にはありません。さらに「就業規則はJ R 東海に準じる」と言っておいて、「勤務については各配置先の作業マニュアルで行う」と言っています。これは、配置先の契約者の都合により労働時間がコロコロと変わることを意味します。

就業規則をまともに提示できない会社に出向に行かせるな！

